

第5回BSE対策検討会議事要旨(関係部分抜粋)

開催日：平成15年6月20日

場所：三番町共用会議所大会議室

- 座長 ついで「アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷等の一時停止措置の解除について」の説明をお願いいたします。
- 竹原生産資材課長 生産資材課長でございます。御説明させていただきます。資料5、13ページからでございます。

肥料の中には肉骨粉を原料の一部として使っている場合がございます。今回御検討いただきたいのは、そのうち、アルカリ処理をした液状の肥料、これは現在出荷、製造が停止されているわけですが、その解除につきまして御検討いただきたいという趣旨でございます。

1は、全般的な経緯、あるいは現状ということの説明しております。BSEが発生してまいりまして、肉骨粉等の当面の扱いについてということ踏まえまして、これらが肥料として利用された場合に、牛へ誤用・流用するおそれがあるということで、緊急的な措置といたしまして、肥料用の肉骨粉、肉骨粉を含む肥料の製造及び工場からの出荷停止というものがまずは講じられました。

これは参考までにページ15を先にめくっていただきますと、10月1日の通知をもちましてこのような措置が講じられたということでございます。これは平成13年の話でございます。

それ以降、そういうことで、製造しておりませんし、あるいはかつて製造されたものにつきましても出荷を停止するというような措置がとられました。

その後の状況につきましては、科学的な安全性が確認されたものにつきまして一部解除をするというような形でこの検討会で御検討いただいた上で、一部は解除されております。それにつきましては別紙2ということで、16ページをおあけていただきたいと思います。

一番左に種類ということで、由来動物と書いてございます。肥料に関しましては一番右の欄でございます。丸くなっておりますのが解除されたということでございます。

例えば牛以外のもの、明確に牛以外の由来のものにつきましては、肥料として利用が可ということになっております。

それから、その下の欄の骨粉、蹄粉、角粉のうちの蒸製処理をしたもの。高い温度で気圧をかけまして処理をしたもの、これはBSEが不活性化するというようなことで、そういう条件を満たしたもので、なおかつ危険部位をとったものというものにつきましては肥料用として認めていただいているということでございます。

なお、一番下の見えづらいところでございますが、注4ということで、そういった場合につきましても放牧地などへの施用の禁止あるいは表示などをするというようなそんなようなこと、あるいは原料には化学肥料を確実にまぜるというような、そのような措置もあわせて講じているということでございます。

恐縮でございます。戻っていただきまして、13ページの御説明を続けさせていただきます。このような状況が今まで続いてきたということでございます。

今後の取扱いについてという2番の方に移らせていただきたいと思っておりますが、出荷停止によりまして、流通が停滞している肉骨粉を含む肥料の中にはいろんな種類がございます。化成肥料というような形で化学肥料などと合成したようなもの、それからそういうものを形成して粒のような形にしたもの。あるいは有機肥料と化学肥料を単純にまぜ合わせたようなもの。それから、今回御検討いただきたいと思っております液状肥料というようなさまざまなものがございます。

液状肥料以外の肥料につきましては、製造過程におきましてBSEなどの異常プリオンを不活性化するための特別な処理が行われておりません。使用方法によってはBSEの感染源

になる可能性がどうしても否定できないということでございまして、この点につきましてBSE技術検討会におきましてお諮りしたところでございますけれども、肥料として流通させるべきではないというような結論が下されたところでございます、このため、これらの在庫肥料もございましては焼却等による適切な処分が必要であるというふうに考えております

一方、今回御協議いただきます液状肥料でございますけれども、製造過程の中でアルカリ処理というのをしております。これは別紙3ということで、17ページをごらんいただきたいと思っております。

原料といたしまして、有機質の肥料、動物質のものだけではなく、植物質のものもあるわけでございますけれども、これをアルカリ処理をいたします。それを肥料として使うためには中和いたしまして、化学肥料などを添加して、こん包して、出荷をする。そういうような形態が通常の製造過程ということでございます。

恐縮でございます。また戻っていただきまして、13ページにお戻りいただきたいと思っております。こういう実際に製造されている過程につきまして、異常プリオンが不活性化されるかどうかということにつきまして、科学的に技術検討会の方で御検討いただきまして、それについては確実に大丈夫であるということが認められました。なおかつ、誤用・流用防止のために、次に括弧の中に書いてございまして、放牧地での施用禁止ですとか、あるいは動物性たんぱく質が含まれている旨の表示をするというような条件を付した上で、製造及び出荷の一時停止を解除するという結論をいただいたところでございますので、そのようにしたいということにつきまして御検討いただきたいと思っております。

なお、3番目にアルカリ処理されました有機質肥料の液状肥料がBSEの発生源となり得ないとする根拠ということで、先ほどの科学的な理由ということで、独立行政法人動物衛生研究所におきまして検査をしていただきました。これによりますと、液状肥料と全く同じ製造過程をもちまして、異常プリオンを原料の中を含めまして検査をした結果、ウエスタンブロット法では異常プリオンが検出されなかったということで、この感度からいきますと、10の6乗分の1以下の数に減少しているということが言えるということでございます。

次のページに若干傍証的なことも書いてございまして、最初の丸ではWHOのBSEの異常プリオンの不活性化のガイドラインでは、今回の製造過程以上のアルカリ処理についてはそれによしとされている事例もあるという点。

丸の2につきましては、先ほど申しました原料を一番最初に使うわけでございますが、原料をまずつくる段階、有機質肥料の原料をつくる段階でもBSEが不活性化されるような処理というのが現実に行われているということでございます。

それから、最後の点は、実際にこういう肥料というのはどういう場面で使われるかということ、ほとんど園芸用でございます。園芸用に液状の肥料を循環させるという形で使っております。100倍ないし500倍に希釈いたしまして、チューブを通じまして施用させるというケースでございます。したがって、家畜との接触の機会というのはまずは考えられないということでございます。

それから、形状につきましても通常の肥料とは明らかに区分されて流通されるということでございます。ただ、先ほど申しましたとおり、表示等、あるいは放牧地での利用という点につきましては禁止していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○座長 3点につきまして御説明いただいたわけですが、それでは議論に移りたいと思っております。

○委員 ただいま御説明いただきました点、疑似患者の範囲、肉骨粉給与牛の取扱いについては事務局案で異存はないと思っております。

また、液状肥料の製造・出荷の解除についても異存はないと思っております。

動物質有機肥料の需要は依然として高いことから、今回の液状肥料の解除をきっかけとして、安全な施用が確認できるものについては順次解除を進めてもらいたいと思っております。2年

続けて動物性の有機質肥料が施用できなくなったため、果実や野菜の味や品質が落ちてきているという話は生産農家からたびたび聞いております。肥料用の骨粉類は8割以上を輸入に頼っていますが、輸入停止措置により、その原料供給がとまっていることが需要に対応できない最大の原因だと思います。参考資料として出された技術検討会のプレスリリースにもステータス評価の話が出ていますが、輸入解除について具体的な方向性が見えない。事務局として輸入停止の現況と解除の見通し、または考え方を教えていただきたいと思ひます。

○座長 どうもありがとうございました。とりあえずほかに御意見。

○委員 私は余り肥料のことは詳しく知りませんもので、アルカリ処理された有機入り液状肥料の出荷ということで、このアルカリ処理をするということは、肉骨粉をアルカリ処理しているものは流通してよろしいですよということですね。

そうすると、全部の肉骨粉がアルカリ処理をするということは可能ではないんですか。コストが高くなるとか、いろんなことがあるでしょうけれど、コストの問題を含めて、今、焼却処分するんですね。アルカリ処理してあるもの以外のものは。そうすると、アルカリ処理すれば流通に供与できるということであれば、アルカリ処理することを義務づければ流通できるということですか。

○竹原生産資材課長 私どもが考えておりますのは、アルカリ処理をした、液状の肥料というものにつきまして、ニーズというのが、先ほど申しましたように、ほとんど園芸用に限られているということでございます。それと実際にこういうものをつくっているメーカーもそんなに多くはありません。

したがいまして、別に義務づけ云々ということではなく、アルカリ処理した液状の肥料で、なおかつ、こういうふうな製造過程でつくられた肥料、これにつきましては安全性が確認されたので、その部分に限っては解除をしていってはどうかというふうな考え方でございます。

○委員 それはわかるんですけど、そうすると、アルカリ処理をした肥料というのは流通の段階では余り量的に出ないということですね。

○竹原生産資材課長 そういうことでございます。

○委員 わかりました。

○座長 委員、どうぞ。

○委員 今回のアルカリ処理の問題でございますが、後ほど報告申し上げようと思つたのですが、過去におきまして、牛骨の蒸製骨粉製造工程中に発生するドリップまたはエキス等につきまして生産資材課に私直接行ってお聞きしたことがあるのですが、これは肥料としては使つてはいけなと。これは売れないんですよ、現在ですね。日本国内に約2,000トン以上の在庫があると思つてんですが、これは買い上げの対象にもならない。かといって、捨てるわけにいかない。ということで、現在まで至っているわけでございますが、これをアルカリ処理したらいけるということですね。エキスを、ドリップをアルカリ処理するということは実際に技術的にできるかどうかということとはわからないんですよ。今話が出ましたように、コストの問題等もありますが、これをいつまでも在庫を持っていたらしょうがないんです。そこらあたりはどうなんでしょうか。

○竹原生産資材課長 それはおっしゃいますとおり、コストの面とかいろんな要素があろうかと思ひます。今回確認をいただきましたのは、これまでつくられておりました方法のアルカリ処理した液状の肥料ということでございます。これにつきましては、アルカリ処理の程度が異常プリオンを分解するに値するということで、安全性が確認されたということなんです。もちろん理屈の上から申し上げまして、エキス、あるいはそのものを原材料としてアルカリ処理をしてということであれば、こういうようなステップを踏めば安全性に問題がなからうというふうに考えておりますけれども、これはむしろそういうやり方でコスト面でそういうような御希望があるのであれば可能であろうかと思ひますし、また、そういうのはちょっと難しいということであれば、いずれにしてもほかのものと同様に処分をしなければならぬのかなと考えています。それはメーカーさんの方のお考えになるところかなと思つております。

○委員 このエキスは、これはもちろんOIEの基準をクリアしてつくった液体のものなんで